

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第2区分  
 【発行日】令和5年2月8日(2023.2.8)

【国際公開番号】WO2021/251209  
 【出願番号】特願2022-530485(P2022-530485)

【国際特許分類】

H 0 5 K 1 / 0 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 5 K 1 / 1 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 P 3 / 0 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

H 0 5 K 1 / 0 2 P

H 0 5 K 1 / 0 2 N

H 0 5 K 1 / 1 4 G

H 0 1 P 3 / 0 8 1 0 2

H 0 1 P 3 / 0 8 2 0 1

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月24日(2022.11.24)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

第2基板30Cの第1部分301Cは、第1基板20に接合する。第2基板30Cの第2部分302Cには、コネクタが装着されている。コネクタは、第2部分302Cに形成された伝送線路に接続する。第2基板30Cの第2部分302Cは、このコネクタを用いて、第3基板70に接続する。

【手続補正2】

30

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高周波信号の伝送方向に沿って延びる第1信号導体が配置された第1基板と、  
 第1グランド導体が配置された第2基板と、  
 を備え、

前記第1信号導体と前記第1グランド導体との間には、空隙を有し、

40

前記空隙が形成されている位置において、前記第1基板と前記第2基板の少なくとも一方に絶縁性の保護膜を有し、

前記保護膜は、前記空隙を形成する外縁の少なくとも一部に形成されており、

前記第1信号導体は、平面視して屈曲箇所を有し、

前記第1グランド導体は、平面視において、前記第1信号導体に重なり、前記第1信号導体に沿って前記屈曲箇所を有する、

電子機器。

【請求項2】

前記第1基板に実装された第3部品を備え、

前記第2基板は、前記第3部品に重ならないように、前記平面視において屈曲する形状

50

を有する、

請求項 1 に記載の電子機器。

【請求項 3】

前記第 1 グランド導体は、前記第 1 信号導体よりも厚く、金属からなる、  
請求項 1 または請求項 2 に記載の電子機器。

【請求項 4】

前記第 2 基板は、前記第 1 グランド導体を主体とする、  
請求項 1 乃至請求項 3 のいずれかに記載の電子機器。

【請求項 5】

前記第 2 基板は、  
前記第 1 基板に実装される実装部を形成する、絶縁性の保護膜を備える、  
請求項 1 乃至請求項 4 のいずれかに記載の電子機器。

10

【請求項 6】

前記第 2 基板に形成された保護膜は、  
前記第 1 信号導体に対向する部分に開口を有する、  
請求項 5 に記載の電子機器。

【請求項 7】

前記第 1 基板は、  
前記第 2 基板が実装されるランド部を形成する、絶縁性の保護膜を備える、  
請求項 1 乃至請求項 6 のいずれかに記載の電子機器。

20

【請求項 8】

前記第 1 基板に形成された保護膜は、前記第 1 信号導体を露出する開口を有する、  
請求項 7 に記載の電子機器。

【請求項 9】

前記第 1 基板は、前記第 1 信号導体を基準として前記第 2 基板側と反対側に、前記第 1  
信号導体に対向する内部グランド導体を備える、  
請求項 1 乃至請求項 8 のいずれかに記載の電子機器。

【請求項 10】

前記第 2 基板は、  
前記第 1 グランド導体に接続する第 2 グランド導体と、前記第 1 信号導体に接続する第  
2 信号導体とを備えた伝送線路部を、さらに備える、  
請求項 1 乃至請求項 9 のいずれかに記載の電子機器。

30

【請求項 11】

前記第 2 信号導体は、前記第 2 グランド導体よりも、前記第 1 基板側に配置される、  
請求項 10 に記載の電子機器。

【請求項 12】

前記第 2 基板は、前記伝送線路部と異なる箇所に、薄厚部を有し、  
前記薄厚部を通る基板状の電子素子をさらに備える、  
請求項 10 または請求項 11 に記載の電子機器。

【請求項 13】

前記第 2 基板は、側面視して厚み方向が変化する折り曲げ部を有する、  
請求項 1 乃至請求項 12 のいずれかに記載の電子機器。

40

【請求項 14】

前記第 2 基板は、延びる方向の異なる位置で、前記第 1 基板と第 3 基板とに接続する、  
請求項 1 乃至請求項 13 のいずれかに記載の電子機器。

【請求項 15】

前記第 2 基板は、前記第 1 基板または前記第 3 基板に対して、コネクタ部材を介して接  
続する、  
請求項 14 に記載の電子機器。

50